

越前町自主防災組織補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 25 日

告示第 5 号

(目的)

第 1 条 この告示は、自主防災組織（第 2 条第 1 項第 1 号に規定する自主防災組織をいう。）が活動上必要な防災資機材等（第 2 条第 1 項第 2 号に規定する防災資機材等をいう。）の購入するための費用及び自主防災組織の活動に要する費用に対し、自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めることにより、町民による自主的な防災活動の普及を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 行政区又は自治会を単位として町民が自主的に防災対策のために組織する団体で、自主防災組織設立届出書（様式第 1 号）により町長に届出があった団体をいう。

(2) 防災資機材等 自主防災組織が防災活動を実施するために使用する資機材等をいう。

(3) 地区防災計画 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 3 項の規定による地区防災計画

(4) 地区防災マップ 町災害ハザードマップに基づき、災害の危険性が高い場所、過去に災害が起こった箇所、避難場所、避難経路や地域の災害情報を地図に表したものをいう。

(自主防災組織設立の届出)

第 2 条の 2 自主防災組織を設立する者は、前条第 1 号の自主防災組織設立届出書を提出するときは、自主防災組織内における役割分担及び非常時の安否確認のための連絡網を作成し町長の確認を受けなければならない。

(補助事業)

第3条 この告示における補助事業は自主防災組織が行う事業で、別表に掲げる防災資機材等を購入する事業（以下「資機材購入事業」という。）、訓練等の事業（以下「訓練等開催事業」という。）、地区防災計画や地区防災マップを作成する事業（以下「地区防災計画等作成事業」という。）及び地区防災研修に係る講師謝礼（以下「地区防災研修事業」という。）とする。

2 資機材購入事業を行う場合において、別表の区分の項中避難所用具類に属する防災資機材等を購入するときにあつては、自主防災組織が自主防災組織避難所届出書（様式第7号）により町長に届け出た避難所を開設し運営するときに要する物に限る。

3 訓練等開催事業、地区防災計画等作成事業及び地区防災研修事業を行う場合においては、これらに要する経費の一部を補助するものとする。

(補助金の額)

第4条 資機材購入事業を行う場合における補助金の額は、予算の範囲内において、補助事業に要する費用に10分の9を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、45万円を上限とする。

2 訓練等開催事業を行う場合における補助金の額は、当該訓練等に参加した人数に100円を乗じて得た額とし、1万円を上限とする。

3 地区防災計画等作成事業における補助金の額は、作成に係る紙代などや印刷費用とし、1万円を上限とする。

4 地区防災研修事業における補助金の額は、研修会講師に係る謝礼とし、1万円を上限とする。

5 前4項の補助金の交付は、1自主防災組織当たり1会計年度につきそれぞれ1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「補助事業者」という。）は、自主防災組織補助金交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。ただし、訓練等開催事業を行う場合においては、当該事業の終了後に自主防災組織訓練等開催事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとし、次条及び第8条から第10条までの規定は適用しない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは速やかに自主防災組織補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部を返還させることができる。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに自主防災組織補助事業実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類を審査の上必要に応じて現地を調査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、自主防災組織補助金額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、町長に自主防災組織補助金交付請求書（様式第6号）を提出し補助金の交付を請求することができる。

2 補助事業者は、町長が補助事業の目的の達成のために特に必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の一部又は全部を請求することができる。この場合において、補助金の請求は前項の請求書の提出

によるものとする。

3 前項の場合において、交付された補助金の額が前条の規定により確定した額を上回るときは、補助事業者は速やかにその額を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日告示第3号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月1日告示第60号)

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第15号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第1号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分	品名
防災倉庫	自主防災倉庫、収納庫 (修繕・耐震化を含む)
消火用具類	三角バケツ
	バケツ
	消火器
救出救助用具類	ロープ
	スコップ
	のこぎり
	つるはし
	ハンマー
	バール

	ジャッキ
	担架
	折りたたみ式梯子
	車椅子
	ペンチ
	おの
	かけや
	エンジンカッター
	チェンソー
運搬用具類	リヤカー
	1輪車
照明用具類	カンテラ
	懐中電灯
炊飯用具類	鍋
	釜
	飯ごう等
	食器
安全用具類	防災ずきん
	腕章
	メガホン
避難所用具類	毛布
	簡易ベッド
	簡易トイレ
	非常食
	保存水
	ストーブ
	発電機
	蓄電池
	感染症対策用備品

	薬箱、医薬品及び衛生用品等
	浄水器（簡易なもの含む）
	貯水槽（据置型ではなく移動可能 で管理が容易なもの）
その他	テント
	防水シート
上記以外のもので、特に町長が必要と認めるもの	